

今後の環境教育施策の展開方向（たたき台）

（持続可能な社会を支える人づくり）



この項目は「環境教育等による環境保全の取組の促進に関する法律」第8条第1項で規定する都道府県の区域の自然的社会的条件に応じた「行動計画」として位置付けます。

【目指す将来の姿】

- 全ての世代の県民一人ひとりが環境問題を「自分ごと」として捉え、自らの行動が環境に与える影響を正しく理解し、環境に配慮した行動を当たり前実践している。
- 豊かな地域の自然環境資源に接し体験することで、環境保全意識が高まり、郷土愛が育まれる。

【施策の展開方向】

（1）環境配慮行動につなげるための意識の醸成（行動変容の促進）

- ・ 環境問題を「他人ごと」ではなく「自分ごと」として捉えられるような意識づけ
- ・ 他者の考えを共有し、自らの考えを広げ、深めるため、一方向だけでなく双方向の学びを推進
- ・ 学校における「山形県環境教育指針」の普及浸透によるSDGsを取り入れたESDの推進
- ・ 子どもから大人まで全ての世代・主体へのSDGsの普及
- ・ SDGsの考え方である「環境・経済・社会」の3つの側面の相互の関わりを踏まえた、環境保全と経済活動の繋がり等の理解促進
- ・ ナッジ（行動科学の知見に基づき自発的な行動を促す新たな手法）等を活用した啓発、SNSや動画を活用した情報発信による理解促進
- ・ エシカル消費（人や社会、環境に配慮した消費行動）の普及

(2) 様々な主体の連携・協働の推進

- ・ 学校、地域、家庭、職場等様々な場と機会を捉え、親世代を含めた幅広い世代を対象とした環境教育の推進
- ・ 研修会や交流会の実施等により、環境保全活動を行う団体相互の連携の推進及び、実践者間のネットワーク、パートナーシップの構築

(3) 環境教育の担い手の発掘、育成、活用

- ・ 地域の環境教育の担い手となる、若者世代も含めた幅広い年齢層の人材の発掘と育成、活用
- ・ 従来手法に加え、オンライン等を活用した教育手法の導入促進
- ・ 環境学習支援団体の掘り起こしと認定の拡大

(4) 環境科学研究センターにおける環境教育拠点機能の充実

- ・ 環境科学研究センターの環境学習機能の充実と更なる認知度向上
- ・ 行政、企業、環境NPO等の民間団体や環境学習支援団体、環境アドバイザー、地球温暖化防止活動推進員等様々な主体との連携の強化
- ・ 環境教育の担い手の育成や環境保全活動を行う団体に対する助言

(5) 体験活動への参加促進

- ・ 自然博物館や少年自然の家等の県有施設ややまがた百名山、最上川等、本県ならではの環境資源を活用した体験の場の創出
- ・ 海岸清掃活動、登山道整備等のボランティア活動の支援及び環境教育の場としての活用

(6) 環境学習機会・情報発信の充実

- ・ 幅広い分野の環境情報を一元的に集約し、発信する環境学習ポータルサイトの整備
- ・ 「環境学習プログラム」の活用や「やまがた木育」の推進等により、座学による知識と体験を通して得る理解とが共に深まる学習機会の提供
- ・ デジタル社会に対応し、オンラインを活用した環境学習メニューの提供
- ・ 県の各分野の施策に自然環境の保全・活用・継承の視点を取り入れ、環境教育の場として活用